

防水工事の標準見積書について

(一社)全国防水工事業協会

(目的)

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と企業間の健全な競争環境の構築には、行政と建設業者が一体となって社会保険の加入を促進する必要がある。

このため、全防協は、防水工事費の見積書に事業者として負担する法定福利費の額を明示するための標準見積書を作成することにより請負契約の見積もり時から、各社の実情に応じた法定福利費の額を簡便に算定できるよう作成手順書を策定し、適正な法定福利費の確保に努めるものとする。

(見積りの方法)

防水工事費に含まれる法定福利費は、3工法に分類した工法毎に「法定福利費率」を積算し、これを見積書に明記することにより、請負契約の見積もり時から適正な法定福利費の確保に努めるものとする。

これを会員自ら徹底するとともに、下請企業に対しても周知・徹底等の要請を行うものである。

(防水工事標準見積書作成の考え方)

防水工事には、大別してアスファルト防水、シート防水、塗膜防水、セメント系防水、シーリング防水の工法があり、各工法において防水材料の種類により、さらに細分化されている。

国土交通省の官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編)第9章防水工事の2節アスファルト防水には24種類の仕様が規定されているが、実際には多くの防水材料メーカーがそれぞれ仕様を定めているため、アスファルト防水だけで530もの仕様が存在している。

さらに現場における建物の大小・形状、立ち上がりの有無等により、その労務費は変動してしまう。

このような事情を勘案した結果、数多くの工法・仕様がある防水工事ではその仕様毎に法定福利費の内訳を明示した標準見積書を作成することには無理があるため、代表的なメンブレン防水(アスファルト・塗膜・シート防水の総称)とセメント系防水(ポリマーセメント系防水・ケイ酸質系防水)、シーリング防水の3工法に分類し、それぞれについて㎡当りの法定福利費の比率(%)を算出した。

なお、国土交通省より法定福利費の算出方法として、①当該工事に係る労務費の総額を算出し、それに法定福利費の保険料率を乗じる方法、②工事費の総額に平均的な法定福利費の割合を乗じて算出する方法、③工事数量に数量当たりの平均的な法定福利費を乗じて算出する方法、の3通りが示されているが、当協会は防水工事の標準見積書における法定福利費の算出方法として、②の総額方式を採用することとした。